

料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

見本

215-0001
神奈川県川崎市麻生区年金町1-2-3

年金 四郎 様



重要 小規模企業共済等掛金控除証明書

年末調整 や 確定申告 の際に必要です。



国民年金基金連合会

0000004

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-4333-0003)

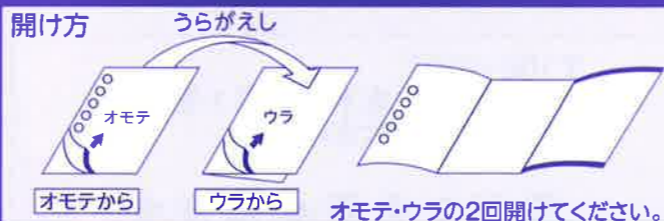
ご案内は内側にあります。

矢印方向にゆっくりていねいに開いて中をご覧ください。 0000004#
裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

この「小規模企業共済等掛金控除証明書」
は、年末調整・確定申告の際にご提出い
ただくものです。
大切に保管してください。

この証明書は令和5年10月から
電子交付が可能となりました。

詳しくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下よりはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

基礎年金番号 0100-010037

令和 5 年 中に払い込まれた個人型年金の掛金額は以下の通りです
(令和 5年10月16日現在)

掛金額の内訳

1月引落	¥68,000-	
2月引落	¥68,000-	
3月引落	¥68,000-	
4月引落	¥68,000-	
5月引落	¥0-	未納(資金不足)
6月引落	¥68,000-	
7月引落	¥68,000-	
8月引落	¥68,000-	
9月引落	¥68,000-	
10月引落	*****	
11月引落	*****	
12月引落	*****	
本年9月までに払い込まれた金額		¥544,000-
10~12月に払い込まれる予定金額		¥204,000-
合計金額		¥748,000-

「10~12月に払い込まれる予定金額」とは、
3ヶ月分の予定引落金額の合計です

*** お問い合わせ先 ***

(各種変更手続き) 確定拠出年金保険
電話 0123-456-789

(払込証明書の照会) 国民年金基金連合会
電話 0570-003-105 (050で始まる電話の場合 03-4333-0003)

重要

令和 5 年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金(個人型年金)

氏名 年金 四郎

住所 神奈川県川崎市麻生区年金町1-2-3

本年9月までに払い込まれた金額	¥544,000-
10~12月に払い込まれる予定金額	¥204,000-
合計金額	¥748,000-

令和 5 年 10 月 16 日 発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

見本

個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金の
所得控除証明について

- お客様が払い込んだ個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金は、
全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、
所得税、住民税が軽減されます。
- この証明書は、確定申告や年末調整(給与所得者の場合)
の際に、添付してください。
- この証明書は、1月から12月までに払い込んだ掛金
(または払い込む予定の掛金)の総額を証明するものです。
掛金の払込中止や金額変更を行った場合や、掛金未納・加入
者資格喪失等の事態が生じた場合は、その要因が引落金額の
右側に記載され、金額が変更されています。
年末調整申告後、10月~12月に払い込まれる金額が変更にな
った場合は、申告額を修正していただく必要があります。
- この証明書に係るご照会は、内側に記載されている
(払込証明書の照会)にお問合せください。
- この証明書は、加入者本人の個人型確定拠出年金(iDeCo)
の掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

申告書の記入箇所

- 控除を受けられる場合は申告書の次の欄に、この
証明書に記載の「合計金額」を記入してください。
- (1) 税務署に確定申告書で申告する場合
「小規模企業共済等掛金控除」欄
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合
(会社員の方が会社に年末調整を申告する場合)
規定用紙の右下の「小規模企業共済等掛金控除」
欄の「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入
者掛金」欄

*払込証明書の再発行について
申告額の修正等のため、払込証明書の再発行を希望される場
合は、内側に記載の受付金融機関にお申し出ください。

~こんなときには届出が必要です
受付金融機関でお手続きください~

- (1) 氏名・住所が変わったとき
- (2) 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき
- (3) 掛金額を変更するとき
- (4) 掛金拠出を停止するとき
- (5) 運営管理機関を変更するとき
- (6) 国民年金保険料納付を本人申請により免除
されたとき
- (7) 海外居住となったとき
- (8) 企業年金等の加入状況等に変更があったとき
- (9) 就職または退職(転職を含む)したとき

*加入者がお亡くなりになった場合は、ご遺族様から
受付金融機関へ速やかに届出をしてください。

第1号加入者の方へ
~国民年金保険料は納付されていますか?~

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、公的年金である
国民年金に上乗せされる年金です。
このため、個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金を
納付されても、国民年金保険料が納付されていない月
がありますと、該当月の掛金は還付されてしまいます。
還付に伴い、すでに所得控除を受けている場合には、
確定申告の修正申告をしなければなりません。
国民年金保険料の納め忘れがないようご注意ください。

令和4年5月から
iDeCoの加入可能年齢が拡大されました

詳しくはiDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/library/2022kaisei/>)



見本

郵 便 便 紙